

保育料に対する補助金について (令和6年度世田谷区定期利用保育事業を利用する方)



補助金を受けられることができる方

	クラス年齢	住民税	子どもの順番	補助上限額 ※	要件
①	1～2歳児クラス	課税世帯	第2子以降のみ	42,000円	保育の必要性 認定が必要
②		非課税世帯	第何子でも可		
③	3歳児クラス	課税・非課税	第何子でも可	37,000円	

※定期利用保育の利用料のうち、月額保育料のみが補助対象となります。
食材料費、おむつ等に要する実費負担額（特定費用）は補助対象外です。

補助金請求スケジュール

請求回	利用期間	提出締切日（予定） ※消印有効	支払い時期
第1回	4～6月	令和6年7月16日	8月下旬
第2回	7～9月	令和6年10月15日	11月下旬
第3回	10～12月	令和7年1月14日	2月下旬
第4回	1～3月	令和7年4月14日	5月下旬

※提出締切日の消印日を過ぎた場合は一切お支払いできません。

ポスト投函はせず、郵便局で簡易書留でお送りいただくようご協力ください。

※上記「補助金を受けられることができる方」①の方は、第4回の締め切りを過ぎた場合、お支払いすることができません。

②③の方は、利用した月から2年間経過するまで、請求することが可能です。

申請方法

- 領収書兼提供証明書を園から発行してもらう
- 施設等利用費請求書を区ホームページからダウンロードし、記入する
- 世田谷区あてに書類を郵送もしくは持参する（郵送先は以下のとおり）

※郵送の際は、封筒余白に赤字で「定期利用保育分」とご記入ください。

最新情報や申請に必要な書類
は区HPからご確認ください
ページ番号：204256



補助金に関する問い合わせ先・書類送付先

〒154-8504

世田谷区世田谷4-21-27 保育認定・調整課 認可外保育施設担当

世田谷区役所第2庁舎2階22番窓口

（平日8:30～17:15のみ、年末年始休：12/29～1/3）

TEL：03-5432-2313 FAX：03-5432-3018



裏面あり：Q & A

Q & A

番号	種類	質問	回答
1	補助対象者	第1子の場合は補助対象外ですか？	第1子のお子さまが1～2歳児クラスで、住民税課税世帯の場合、補助金対象外となります。
2	補助対象者	保育の必要性認定の更新手続き（現況確認）を出さなかった場合でも、仕事を退職していなければ補助対象になりますか？	区からの保育の必要性認定が期限切れとなった場合は、期限切れとなった日の翌月から補助対象外となります。
3	補助対象者	前年度は非課税世帯、現年度は課税世帯の場合補助はどうなりますか？	1～2歳児クラスの場合、8月までは非課税世帯、9月以降は課税世帯として補助金の審査を行います。 3歳児クラスであれば、課税世帯か非課税世帯かで補助金額が変わることはありません。
4	補助金額	定期利用保育の利用料が29,500円の3歳児クラスです。補助金額は37,000円ですか？	3歳児クラスの37,000円はあくまで補助上限額のため、保護者が負担した保育料までしかお支払いはできません。 利用料が29,500円ということであれば、そこから食費等の金額を引いた額が補助対象額です。 例えば食費等に3,000円かかっていたら、29,500円から3,000円を引いた26,500円が補助金額となります。
5	補助金額	保育料のみが補助対象とのことですが、定期利用保育の利用料が50,000円で、特定費用が7,000円だった場合、補助金額はいくらになりますか？	$50,000円 - 7,000円 = 43,000円$ が補助対象となる金額ですが、1～2歳児クラスの補助上限額は42,000円のため、42,000円が補助金額となります。 金額の確認は、園が発行して保護者が区に提出する書類（領収書兼提供証明書）で行います。
6	スケジュール	4月から定期利用保育を使っていますが、7月の締め切り日までに書類を提出するのを忘れていました。4～6月分の補助金を受け取ることはもうできませんか？	年度内4回の締め切りのうち、次回以降の締め切り日までに提出していただければ、遡ってお支払いすることができます。 例えば、第1回の提出を忘れた場合は、第2回の提出締め切りまでに4月～9月分をご提出いただければ、11月下旬のお支払いの時に4月まで遡ってお支払いします。 ただし、「補助金を受け取ることができる方」①の場合は、第4回の締め切り日までに提出がない場合はお支払いできません。②、③の方は利用月から2年間経過するまで請求することが可能です。